

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業 清算金徴収交付事務取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県都市計画事業土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）に基づき、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の清算金徴収交付事務を円滑に進めるため取扱規則の定めのほか必要な事項を定め、適正かつ効率的な事務処理を行うことを目的とする。

(清算金債務の引受)

第 2 条 徴収清算金にかかる債務引受の申出は、納付義務者及び引受人が両者連署押印（実印）した併存的債務引受の申出書（別記第十五号様式）に必要な書類を添えて提出し行うものとする。

なお、申出が併存的債務引受の申出書によるものでなくても、所定の要件を満たすものであれば受け付けるものとする。

2 清算金債務引受の申出を受けた場合は、原則として認めることとし、併存的債務引受の承諾書（別記第十六号様式）を申出者に送付する。

(清算金債務の相続)

第 3 条 徴収清算金にかかる債務の納付義務者について相続があった場合は、相続承継人に対し清算金債務の承継届（別記第十七号様式）の提出を求め、提出があったときは、清算金債務承継通知書（別記第十八号様式）を相続承継人に送付する。

2 清算金債務の承継届の提出がないときは、相続承継人及びその者の相続承継分を調査し、相続承継分が判明した場合は原則としてこれに基づき清算金債務承継通知書を送付し、相続承継分が不明の場合は法定相続分により清算金債務承継通知書を送付する。

(清算金債権の譲渡)

第 4 条 交付清算金の譲渡があった場合は、当該譲渡を証する書類を添付した債権譲渡通知書（別記第十九号様式）により通知を受けるものとし、通知があったときは交付清算金を譲受人に交付する。

(清算金債権の相続)

第 5 条 交付清算金にかかる債権について相続があった場合は、相続を証する書類を添付し相続人全員が署名押印した清算金債権の相続届（別記第二十号様式）により届出を受けるものとし、届出があったときは相続承継人に交付する。

なお、相続人全員の署名押印が得られない場合、法定相続分に応じて交付清算金を交付し、法定相続人のうち居所不明・受領拒否をした者に関する交付清算金は供託する。

附則

この要綱は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。